

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合、その特定の収入(保険料や使用料など)をもってその支出に充てるために、一般会計と別の会計になっています。本町には6つの特別会計があり、介護サービスを除く会計は歳入が歳出を上回っています。

| 特別会計名 | 歳入 | 歳出 | 差し引き |
|-----------|-----------|------------|---------|
| 国民健康保険事業 | 5億6,423万円 | 5億5,049万円 | 1,374万円 |
| 後期高齢者医療事業 | 9,357万円 | 8,793万円 | 564万円 |
| 介護保険事業 | 6億314万円 | 5億9,734万円 | 580万円 |
| 介護サービス事業 | 3,542万円 | 3,542万円 | 0万円 |
| 簡易水道事業 | 6億3,478万円 | 6億2,149万円 | 1,329万円 |
| 公共下水道事業 | 2億7,862万円 | 2億6,431万円 | 1,431万円 |
| 計 | 22億977万円 | 21億5,701万円 | 5,276万円 |

健全化判断比率と資金不足比率の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)により、地方公共団体は毎年度、財政に関する指標である「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、地域住民に公表することが義務付けられています。

健全化判断比率

健全化判断比率とは、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称です。「-」は、実質赤字額・連結赤字額がない(黒字である)ことを示しています。

| 区分 | 厚真町 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 説明 |
|------------|-------|---------|--------|-------------------------|
| ① 実質赤字比率 | - | 15.0% | 20.0% | 普通会計の赤字からみる財政運営の深刻度 |
| ② 連結実質赤字比率 | - | 20.0% | 30.0% | 全ての会計の赤字からみる財政運営の深刻度 |
| ③ 実質公債費比率 | 10.5% | 25.0% | 35.0% | 借金の返済額等の大きさからみる資金繰りの危険度 |
| ④ 将来負担比率 | - | 350.0% | 基準値なし | 町が抱える負債の残高からみる将来財政への圧迫度 |

[基準について]

①～④が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

①～③が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業の資金の不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模との比較を指標化したもので、経営状況の深刻度を示すものです。

「-」は、資金不足額がない(黒字である)ことを示しています。

| 区分 | 厚真町 | 経営健全化基準 |
|-------------|-----|---------|
| 簡易水道事業特別会計 | - | 20.0% |
| 公共下水道事業特別会計 | - | 20.0% |

[基準について]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。



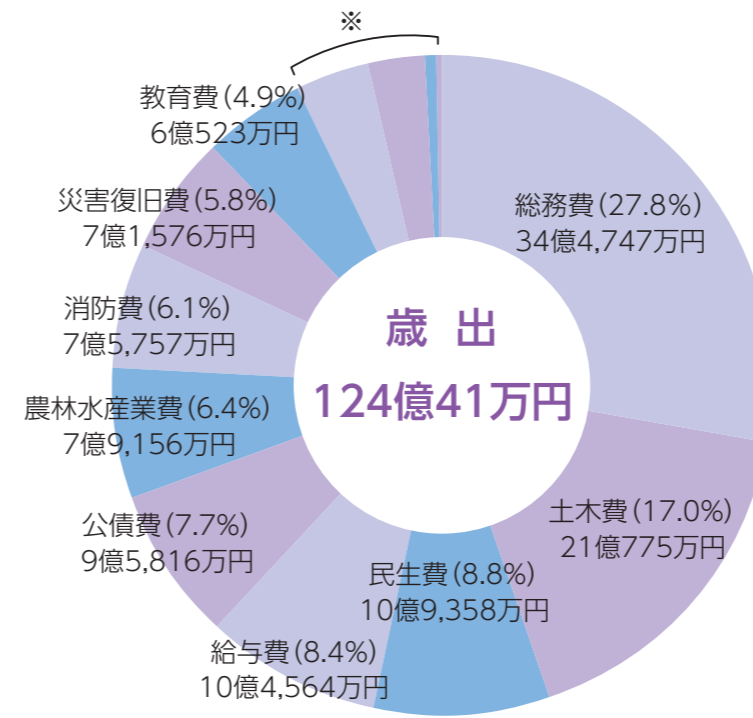
令和3年度 決算

令和3年度における町の一般会計と特別会計の決算が、昨年12月に開かれた令和4年町議会第4回定例会で認定されました。皆さんに納めていただいた税金や、国や北海道などから町に入ったお金が1年間どのように使われているかをお知らせします。※各項目の合計と総額の相違は、端数処理によるものです。

問い合わせ 総務課 財政グループ ☎27-2481

一般会計

一般会計は、市町村の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの収入を示す「歳入」と、その使い道を示す「歳出」の2つから成り立っています。



使い道

総務費：町の一般的な事務、まちづくり
土木費：道路、河川の整備
民生費：福祉の充実
給与費：職員の給料、手当
公債費：借入金の返済
農林水産業費：産業振興
消防費：消防、災害対策
教育費：学校教育・生涯学習の推進
衛生費：医療の充実・ごみ処理
商工費：商工振興
議会費：議員の報酬、手当
労働費：労働者福祉事業

※の内訳

衛生費(3.7%) 4億5,889万円
商工費(2.8%) 3億4,625万円
議会費(0.5%) 5,675万円
労働費(0.1%) 1,575万円

主な歳入

地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定水準の行政サービスを確保できるよう財源を保障するもの。

国庫・道支出金

特定の行政目的を達成するために国や道から町に交付されるもの。

町税

町内の住民や企業などから集められるもの。町民税や固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税。

町債(地方債)

自治体の借入金でその返済期間が2年以上にわたるもの。

※の内訳

寄付金(3.6%) 4億9,246万円
使用料及び手数料(1%) 1億3,422万円
地方消費税交付金(0.9%) 1億2,547万円
地方譲与税(0.8%) 1億686万円
財産収入(0.6%) 8,255万円
分担金及び負担金(0.3%) 3,587万円
その他(0.3%) 3,524万円

